

一 私先祖之者、元和三年より
元禄九年迄竹嶋渡海中
從 御公儀蒙御免鉄砲數
拾挺所持仕候處島渡
御制禁被仰出候ニ付當
御城江差出置候處此度小鏡
七挺御自分手より御返シ被
仰付請取申上候、此段御達申上候、以上
大谷九之平

巳十月